

議 長 日程第5「議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。駐車場利用者の増加を図るため、駐車場使用料を減額し、また駐車場使用料の減額規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるように、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、駐車場利用者の増加を図るため、駐車場使用料を減額し、また駐車場使用料の減免規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるように、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。参考資料1の…ごめんなさい、3枚目、参考資料1でございます。右が現行案で、左が改正案でございます。左側改正案のほうをごらんください。

第6条の使用料に関する規定につきまして、現行の月額6,000円を5,000円とするものでございます。また、第3項を新設し、減額規定を設けるものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りくださいませ。施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、先般2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 10番 齋 藤 2点ほどお聞きします。まず、イベント等に柔軟に対応するという、このイベントはどんなものを想定されている部分なのかということと、参考資料2にあります3番、町長は特別な理由があると認めるとき、第1項に定める使用料の額を減額することができる。この辺の想定のことをちょっとお聞きします。
- 総務課長 まず初め、イベントはどういうのを想定しているのかというのは、取りあえず町の企画するとか、町で企画するとか、あとNPOの方が企画するようなイベントで、町の事業に寄与するようなイベントでございます。そういうのをイメージしておりまして、そういう方が例えばイベントをやるのに車で来るんだけど、会場の関係で駐車場が使えない、駐車場がないと、そういうときに置かさせていただくようなイメージを考えております。
- それと、減額規定というのは、要は今現在、うちのほうのこの条例につきましては、例えばそういうような理由があっても、車をとめると1か月の月額使用料がかかってしまうんです。1日、例えばちょっと使いたただけでも。そういうのを例えば減額する。例えば日割りにするとか、そういうようなことを想定しております。以上でございます。
- 10番 齋 藤 イベントの会場としてじゃなくて、とめたいからということという想定ですね。そこをイベント会場にするわけじゃないですね。
- 総務課長 おっしゃるとおりです。
- 10番 齋 藤 分かりました。それをやると、空いてところがなきゃいけないということだから、どこかと契約していたら、そんな駐車場のスペースはなくなるわけじゃないですか。できれば全部埋まって通常に借りてもらいたいというのが目的なわけでしょう。イベントやるからといたら、その車をどかさなきゃいけないわけですから、そんなことがあの辺住宅地街で、ずっととめておきたい人たちが借りるのかなとは想定するんですけど。その辺がちょっと無理なことかなということと、町長は理由があるときに認める、第1項に定める使用料の額を。この減額ですけど、前、ちょっと小山町か何かに貸したりして、そのような問題があったんですけど、そこの減額とかは想定はしてる部分なんですか。

総務課長 今、例えば借りているところをどかして、例えばとめてくださいねとか、そういうようなイメージは私のほうでもしていません。もちろん、この条例によって全て満車になって貸すのがどうしようかという、悩むぐらいが一番本当に理想ではございますが、その中でも多少はやっぱり空いているところとかをお貸しするイメージで、今、例えば借りてられる方の利用をどかしてまでやるという形では考えておりません。

それから2点目の小山町につきましては、今現在も小山町の方は借りてられます。そちらのほうにつきましては、減額規定がございますので、それは地方公共団体とかいう形での減額規定がございますので、そちらのほうで準用しております。以上です。

10番 齋藤 最初のほうはですね、イベントで貸すのはいいんですけど、たった1回で借りる人たちが、車こすったとかいろんな問題が出てくるんでね、極力、誰か駐車場係を置いておこならいいんですけど、そのイベントやるところが。こすったとか何かそういう問題が後で起きることがあるんで、その辺、要注意の部分かなと感じると思います。

あと、前もこの小山町との減額のことですけど、結局あそこは松田町の土地で、駐車場はいわば松田町民がオーナーなわけですけど、松田町民よりよその人たちが値段が安いというと、何かおかしくないですかね。町民のための税金を使って、その土地を管理して駐車場にしている。その町民が高い値段で…高いというか、通常の値段で、よその町から、お金払うから割引してるって、何か町民としてちょっとどうなのかなと思うんですけど、その辺の考えはいかがなんでしょうか。

総務課長 小山町さんの場合は、ある程度台数がまとまって借りていただいたということで減額を、あとうちのほうの条例でちゃんと減額、国または地方公共団体が使用するときには減額または免除することができるという規定がありますので、その中で対応させていただいているところでございます。

確かに、議員がおっしゃられるように、町民の方がちょっと高くて、そういうような理由があるからちょっと安いのは不平等じゃないかというお話ですが、

もちろんそのようなことを今回、是正するというか、ことも考えながら今回上げさせていただいているような状況でございます。

10番 齋藤 要は町民の税金を使った部分なんでね、その辺、あまり町民はこの辺が幾らで小山町借りてるの幾らなんて調べないとは思うんですけども、それが分かったら町民としては何か、何で俺たちの町のものは、松田町全員で借りてるよと。安くしろよと言われ…その地域でとか、何かいろんなことをしてくるのかなと思っちゃうと、オーナーである町民の人たちが高いという、変なふうに変えてしまう部分もあるのかなと、ちょっと心配するところなんです。その辺、規定をもう一度ちょっと考えていただいたほうがいいのかと思うんですけども。オーナーが高くて、よそが安いと。その辺ちょっと、どこか…どう思います。

総務課長 先ほどもお話しさせていただいたとおり、議員がおっしゃられる、そういう不平等を今回なくすような形での減額というのがありますし、まして小山さんの話でいけば、ある程度まとまってということもありましたので。ただ、今後ね、そういうお話も、もちろんおっしゃられることも十分理解いたしますので、そこら辺もちょっと踏まえながら、今後ちょっと検討はしたいなと考えております。以上です。

10番 齋藤 終わります。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 2点ぐらいあります。まずですね、この一部改正の中で、6,000円を5,000円にということで、金額をですね、下げたということで、提案理由はこれ、駐車場利用者の増加を図るためというふうになってはいますけれども、先ほどの駐車場とも関連するんですけども、じゃあ収益的にはどうなるのかということと、あと、参考資料2の中でですね、月額駐車場料金、近隣と比べると、A駐車場は5,000円ですけども、B、Cは6,000円とか6,600円。Dはね、開成町だからあまり関係ないとは思いますが。そういうふうに、町内の近隣の駐車場とのそういった利用料金の差をどういうふうに考えるのか、あまり民業を圧迫してはいけないというふうにも私は考えますので、その辺に対する考え方。

それとですね、一部改正条例の中では、特別の理由があると認めるときには第1項で定める使用料の額を減額することができるというふうになっています。参考資料の2のですね、趣旨のところには減免というふうになっていて、減免というと100%免除ということも含まれるというふうには理解しますが、一部改正条例の中で減額というと、100%の免除するということは含まれていないということで、50%とか30%とか20%減免辺りなのか、その辺の全額免除ということはあるのか。その3点ですね。3点、よろしくお願いいたします。

総務課長 ただいま議員の質問ですと、まず、減額はどのくらいを見ているのかというお話でございますが、今現在、減額としましては72万円ほど減額をするのではないかという形で考えております。ただ…（「使用料の年間収入ね。」の声あり）はい。ただ、その72万円の減額を、要はその逆に、何ていうんですか、値段が安くなることによって利用者の増が考えられると思いますので、そこでその部分を補っていききたいという形で考えております。

次に、今議員がおっしゃられた近隣の駐車場との差はどうかというお話だと思いますが、一番…参考資料2を御覧になっていただければ分かりますが、一番左がうちの仲町屋駐車場でございます、隣のA駐車場というのは舗装して5,000円なんです、これもうほんと仲町屋駐車場からすぐ近くのところでございます。その舗装されてるところが5,000円なので、うちのほうが未舗装で6,000円というのは、ちょっとどう考えても条件があまりよろしくないかなということがまず第1点でございます、これが例えば未舗装で例えば4,000円とかしてしまうと、議員がおっしゃられるような民業圧迫ということも十分考えられるのでございますが、取りあえず近隣の駐車場でございます駐車場と同じ単価にさせていただくには、ごめんなさい、民業を圧迫するほどではないかなという形で考えております。BであったりCであったりというのは、本当に駅から近い、本当に条件がいいところでございますので、そこと今まで逆にB駐車場なんかと同じように、うちも同じような条件…条件が全然違うのに同じ料金というのはちょっとどうなのかなという形で、それでここで値下げをさせていただいております。

それから最後、ごめんなさい。参考資料に減免規定という形になっております。ごめんなさい、これはまさしく条例では減額です。減額だからゼロはないわけでごさいますて、すみません、参考資料2のほうは、ごめんなさい、これ、減額で、すみません、訂正させていただきます。以上でございます。

6 番 井 上 おおむね分かりました。年間の使用料収入は今のところ72万円の減額であるということで、それはあれですよ、この参考資料2の令和2年度33台と、大分平成29年度から順次減少していきますけれども、その33台辺りのベースの利用台数を6,000円から5,000円に月額を変更することによって72万円の減収があるというふうなことで、実際にはそこが減った分、ほかの需要、ほかのところの駐車場利用者から1,000円低いということで、多少そういった利用者が増えるのではないかなという想定だというふうには理解をいたしました。（私語あり）

あとですね、減免…（私語あり）減免規定はですね、いいですか。減額のほうは、ゼロはないと、100%減免はないということは理解しましたが、あとの減額の割合はですね、どの程度のものを、これはもう町長の裁量で決めるという形なのか、例えばこういう場合には50%だとか30%だとか10%減免と、そういうふうな内規があるかどうかを確認したいと思います。

総 務 課 長 その内規、減免の内規とかいうのはございませんで、その都度その都度、理事者と相談しながら決めたいと思っています。

議 長 よろしいですか。（私語あり）

6 番 井 上 じゃあ、先ほどちょっと72万円がね、単純に計算すると、この33台で6,000円で7万2,000円という話ですけども、その辺が修正があれば教えてください。

総 務 課 長 すみません。ごめんなさい。40万です。すみません、40万減額ということで。すみません。

議 長 よろしいですか。ほかには。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(13時59分)